

○松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月26日

条例第65号

改正 平成25年3月22日条例第8号

平成26年3月28日条例第22号

令和3年3月25日条例第9号

令和3年7月8日条例第22号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）

第3章 雑則（第46条・第47条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（障害者支援施設の一般原則）

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその

他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、常に当該利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(施設長の資格要件)

第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備及び保存）

第8条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかな

ければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護，自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。），自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。），就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては，10人以上）
- (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては，10人以上）

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては，12人以上）としなければならない。

- (1) 生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては，10人以上）

(設備の基準)

第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室，居室，食堂，浴室，洗面所，便所，相談室

及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所及び便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものとする。

(6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下幅

ア 1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がな

いようにすること。

- 3 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である就労移行支援を行う障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）には，前項に定めるもののほか，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。
- 4 第1項に掲げる相談室及び多目的室については，利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる。

（職員の配置の基準）

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位（生活介護であって，その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに，常勤換算方法で，(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) iからiiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ，それぞれiからiiiまでに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する

る基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除して得た数

ii 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

iii 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(b) (a)iの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) サービス管理責任者（基準省令第11条第1項第2号イ(3)の厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 複数の生活介護の単位を置く場合は、一的生活介護の単位の利用定員は、20人以上とすること。

ウ ア（イ）の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 看護職員の数は、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

d 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア（ア）の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 健康上の管理等を必要とする利用者のために看護職員を配置している場合におけるア（ア）の規定の適用については、ア（ア）中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において

「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
- b 職業指導員の数は、1以上とすること。
- c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位（施設入所支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

イ 複数の施設入所支援の単位を置く場合は、一の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア

(ウ)、第3号ア(イ)、第4号ア(イ)、第5号ア(ウ)及びイ(イ)並びに第6号ア(イ)の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第13条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、従たる事業所を設置する場合における障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身

の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第16条 障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに，市町村（特別区を含む。以下同じ。），他の障害者支援施設，障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と密接に連携するよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に支払を求めることのできる金銭の範囲等）

第17条 障害者支援施設は，その用途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって，利用者に支払を求めることが適当であるものに限り，当該利用者に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは，当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して利用者に説明し，その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第18条 障害者支援施設は，次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じ，当該利用者の支援を適切に行うとともに，施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は，提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第19条 障害者支援施設の施設長は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための適切な支援の内容を検討しなければならない。
- 3 アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、少なくとも6月に1回以上の施設障害福祉サービス計画の見直し及び必要に応じた施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項か

ら前項までの規定を準用する。

- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第20条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第21条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第22条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しよしなければならない。

- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第23条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第24条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第25条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに設定する工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（実習の実施）

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職

業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(食事)

第30条 施設入所支援を提供する障害者支援施設は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供することができるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合において、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第31条 障害者支援施設は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第32条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第33条 障害者支援施設の職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第34条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円

滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第33条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(施設長の責務)

第36条 障害者支援施設の施設長は、職員及び業務の管理その他の当該障害者支援施設の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第37条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第39条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等について、適正に管理しなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(協力医療機関等)

第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはな

らない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（秘密保持等）

第42条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第43条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第45条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相

手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（規則への委任）

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（旧身体障害者更生施設等の設備の基準に関する経過措置）

2 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条の身体障害者更生施設であって同日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの（以下「旧身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条の身体障害者療護施設であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの（以下「旧身体障害者療護施設」という。）、旧身体障害者福祉法第31条の身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設基準省令」という。）第50条第1号の身体障害者入所授産施設に限る。）であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの（以下「旧身体障害者授産施設」という。）、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6の知的障害者更生施設（整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設基準省令」という。）第22条第1号の知的障害者入所更生施設に限る。）であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの（以下「旧知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設基準省令第46条第1号の知的障害者入所授産施設に限る。）であっ

て平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの（以下「旧知的障害者授産施設」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第10条第1項の多目的室を設けないことができる。

3 平成18年10月1日前から存する旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

4 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者更生施設若しくは旧身体障害者授産施設であってこれらの施設が障害者支援施設となった日の前日において旧身体障害者更生援護施設基準省令附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けていたもの又は旧知的障害者更生施設若しくは旧知的障害者授産施設であってこれらの施設が障害者支援施設となった日の前日において旧知的障害者援護施設基準省令附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けていたもの（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

6 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者療護施設であって、障害者支援施設となった日の前日において旧身体障害者更生援護施設基準省令附則第3条の規定の適用を受けていたもの（平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に

ついて第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

7 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

8 平成18年10月1日前から存する旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について第10条第2項第7号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

9 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第10条第2項第7号イの規定は、適用しない。

付 則（平成25年3月22日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第22号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月25日条例第9号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の

2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第59条の2、第3条の規定による改正後の松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第19条の2、第5条の規定による改正後の松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第17条の2、第6条の規定による改正後の松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2並びに第7条の規定による改正後の松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）

む。)、新指定障害者支援施設基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第15条の2、新福祉ホーム基準条例第13条の2、新障害者支援施設基準条例第37条の2及び新指定通所支援基準条例第39条の2(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条及び第208条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新障害者支援施設基準条例第39条第2項並びに新指定通所支援基準条例第42条第2項(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第17

2条, 第185条, 第190条, 第194条, 第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。), 新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項, 新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。), 新障害者支援施設基準条例第41条第3項及び新指定通所支援基準条例第45条第3項(新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

付 則 (令和3年7月8日条例第22号)

この条例は, 公布の日から施行する。